

法学博士伊藤不二男君の「ヒューリックの國際法理論」に対する授賞審査要

III

Francisco de Vitoria (ラテン名 Franciscus de Victoria) は一四八〇年代スペインに生れ、一五二六年サトランカ大学の教授となり、以後二十年の職を守り、その地で生涯を閉じた神学者であり、その講義のなか(1)アメリカ・インディアンの法的地位を論じた *Selectio de indis* と(2)武力行使の正しい限界を説いた *Selectio de jure belli* の二つは、國際法の見地から重要な文献であり、ある意味で近代國際法の礎を据えたものといわれる。

この時代は、スペイン王の命によつてなされた一四九一年のアメリカ発見の直後であり、スペイン国が新大陸に對して持ち得る支配権の問題、スペインからの押渡つた植民者と原住民インディアンとの關係の問題が喧嘩しく論ぜられたときである。ヒトリアは「インディ人に関する特別講義」の中で、インディ人もまた、*jus gentium* (万民法) の支配の下に立ち、その生命財産土地は法の保護を享へぐやであることを説き、スペイン人植民者 (conquistador) の暴虐からインディ人を守る必要を説いた。彼は、國際法の適用範囲が、非キリスト教徒、非ヨーロッパ人にも及ぶという思想を、はつきりと、かつ力強く説いた点で、國際法の發達に対する重大な寄与をなしたものである。またこの講義の中で、海洋が万民の航海および漁業の自由のため開放せられることを説いている点も、その後の國際法の發達に貢献したものである。

「戰争法に関する特別講義」では、君主が他国に対しても武力を用ひぬるの許される正当原因は、他国から不法な

侵害を受けたいや、そしてこの侵害を排除する道は、ただ実力の行使以外にない場合に限られる」とを説く。根底において、この説は十三世紀の Thomas Aquinas の正戦理論の流を汲むものであるが、ピトリアはもとよりの説を、消極的面から、すなわち「戦争をするの不可な原因」を列挙するにとどめて、明白にしようとした。彼の挙げる戦争の不正当原因は、(1) diversitas religionis 宗教の相違 (1) amplificatio imperii 支配の拡大 (1) gloria propria principis 稽古の個人的名誉心 である。戦争をなす真の動機がこれに在るにあり、表向きの口実を、相手方が不法な侵害をなしたことに求めて、戦いを開くことを禁じようとするのである。実際に戦争の原因は、何時も概ねの(1)のどれかであり（現代に直していえば、(1) イデオロギーの相違 (1) 領土拡張欲 (1) 国民的虚榮心）、この(1)に基づく戦争を禁じようとする彼の説は、法律論の形を借りて平和への勧めを説いたものであり、正戦論と称せられるが、実質において非戦論にひとしき。

また彼はこの講義の中で、如何なる場合に戦争に訴えてよいかの問題を取り扱うだけでなく、戦争が開かれて後の戦争遂行の方法、敵人に加えることの許めるべき損害の限度、非戦闘員の生命保護、私有財産の取扱いなどの問題にも言及しており、これも当時の神学者の正戦学説としては最初のものである。彼が、交戦者の実際的必要に相当の考慮を払いながら、戦争の禍害を最少限度に食止めようと思索している点は、後世の戦時国際法の研究方法に正しい指針を与えたものである。

彼の開拓した国際法学は、その後のスペインの神学者 De Soto, Covarrubias, Suarez などによつて継承せられ、後に十七世紀以降次第に laymen (僧職外の人々) によって註ふに研究せられた国際法学の先駆をなし

た。これがスペイン学派 (Escuela española) である。その開山はルトリトである。彼が心臓の病で一世紀（一六一五年 De jure belli ac pacis libri tres (戦争と平和の法に関する三巻) を著して、国際法の父と称せられた Hugo Grotius も、ルトリトに負う所が多い。これを特筆して敬意を表しておこう。ルトリト曰く、国際法の眞の父はルトリトである。

伊藤不二男君は昭和十一年東大法学部を卒業して九大大学院に入つて以来、国際法学の古典の研究に心を費し、前記バランバ（上述スペイン学派の一人）に関する著書もあり、またローマ大学で開かれたグロチウス学会で Gentilis (一五五一—一六〇八、イタリアの人、後にオクシフォード教授) がグロチウスに与えた影響について講演したる論文がある。現在スペインのルトリア協会の会員である。我が國での此の方面における唯一の権威者である。

その著「ルトリアの国際法理論」の内容は二部に分かれる。

第一部の第一章は、ルトリアの時代的背景を叙述して、彼の国際法的研究を発生せしめたバッカグランドを描き出し、第二章は、ルトリアの神学特別講義 (lectiones theologicae) の全体の体系、十五に及ぶ講義の各々の内容を説明する。第三章において、ルトリアの国際法觀を Relectio de indis を十回にして、分析的に解説する。第四章は、圖による de jure belli の内容の分析的解説である。

第一二部は、右の二講義のラテン語原典から翻訳を収めぬ。この部分は、おそらく伊藤君が最も力を注いだ箇所である。ルトリアには生前著書なく、しま残つてゐるのは、彼の講義を学生達が筆記した手写本が、彼の死後、リヨン (仏) バランバ、ケルン (独) マルクールの各地で上梓されたものである。從つて書き誤りや脱字があることを免

れど、また版元とに多少の違いがある。伊藤君の訳は、一五六七年の初版（ヨーロッパ版）を基としているが、第一版（一五六五年サラマンカ）およびそれ以後の数版を参考して、明らかにリヨン版が間違っていると思われる箇所はいくつを記し、それ以外の相違点も註として併記している。この種の註の数は de indis 二八二回 | de jure belli 二〇九回で八一の多めに上る。

ヨーロッパで第一大戦後ピトリアの学問的価値はおひたためて再認識せられ、彼に関する文献は汗牛充棟もただならぬ程現われ、彼の講義は仏、西、独、英の現代語に翻訳して刊行されたが、わが国で今田まやしが無かつたのは遺憾であった。伊藤君のこの著書によつての欠陥が補われたことは喜ばしいことである。また原典は素人の取扱付きノルマチック語の神学書であるが、伊藤君の訳文は平易明快で読み易く、訳者の苦心の跡が視われる。わが国の国際法学に貢献する所大なること疑い難い。

註 ト メルクの國際法理論、昭和三三、有斐閣発行

- ① ヨーロッパの講演叢書は Rivista internazionale di filosofia del diritto | 一九六四年四月号 Alberico Gentili e Ugo Grozio の題に記載される。レーベル。
- ② Asociado-Miembro de la Asociacion Francisco de Vitoria